

## 寒波を原因とした漏水に対する水道料金等の減免について

令和5年1月25日から26日にかけての寒波により、宅内の水道管や屋外配管などが凍結し、市内のご家庭や事業所で漏水や水の濁り（濁水）が発生したとの報告が多数ありました。

このため、漏水や濁水の被害を受けた方については、請求させていただく《**令和5年2月検針分または令和5年3月検針分**》の水道料金および下水道使用料について、その一部を減免することができる場合がありますので、お客様センターまでお問い合わせください。

### ①水道水が濁ったため、放水していただいた場合

今回の寒波の影響で、市内で水道水が濁るケースが発生しました。

濁った水道水を放水していただいた場合は、放水した分を減免対応させていただいておりますので、お客様センターまで放水した水量をご連絡ください。

### ②水道管や屋外配管、給湯器付近の配管などの凍結による破損の場合

通常であれば、宅地内での漏水は使用される方に料金を負担していただいておりますが、今回に限り屋外配管や給湯器付近の配管等の破損による漏水を修理した場合について、水道料金等の一部を減免します。

減免を受けるためには申請が必要となりますので、詳しくはお客様センターへお問い合わせください。

なお、以下の期日までに修理対応していただけない場合は、減免ができませんので、ご注意ください。

**偶数月検針の方 → 令和5年5月末までに修理してください。**  
**奇数月検針の方 → 令和5年6月末までに修理してください。**

※減免の決定については、通知にてお知らせします。

※漏水量等によっては減免対象とならない場合もあります。

お問い合わせは

四日市市上下水道局 お客様センター 料金係

TEL 059-354-8355

059-351-1211（夜間・休日）

E-mail [okyakusamcenter@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:okyakusamcenter@city.yokkaichi.mie.jp)